

(写)

3 消安第 3972 号
令和3年 10 月 26 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道旭川市で発見された死亡野鳥から A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和3年9月10日付け3消安第3060号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すようお願いしているところです。

今般、韓国において野鳥の糞便から H5 亜型鳥インフルエンザウイルス（低病原性）が確認されているところですが、本日、環境省から北海道旭川市で発見された死亡野鳥から、A 型鳥インフルエンザウイルスが検出された旨、別添のとおりプレスリリースがありました。なお、病原性の判定には更に1週間程度要する見込みです。

各都道府県におかれましては、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導及び助言を実施するよう改めてお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保、緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先の確認をしていただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局及び精神保健主管部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いいたします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト (<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>) にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いいたします。

【担当】

農林水産省消費・安全局
動物衛生課防疫企画班
青山、田中、中島、石川

北海道旭川市の死亡野鳥におけるA型鳥インフルエンザ 簡易検査陽性について

令和3年10月26日（火）

<北海道同時発表>

北海道旭川市で令和3年10月26日にマガモ3羽の死亡個体が回収され、損傷の少ない1羽の簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出た旨の報告がありました。

この報告を受け、回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

1. 経緯

- 10月26日（火）
- ・ 北海道旭川市でマガモ3羽の死亡個体を回収
 - ・ 2羽は損傷が激しく簡易検査が困難であったため、損傷の少ない1羽の簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
 - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化 ※

- ※ 今後、北海道大学において高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を実施予定ですが、検査結果の判明まで1週間程度かかる見込みです。
- ※ 現時点では、簡易検査により陽性が確認された段階であるため、病性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。
- ※ 遺伝子検査の結果、低病原性鳥のウイルス確認や、未確定となることもあります。未確定となった場合はさらにウイルス分離検査が実施されます。

2. 今後の対応

- (1) 北海道と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥の監視を一層強化します。
- (2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html) に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。
- (3) 高病原性鳥インフルエンザウイルスが確定した場合、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、国内単一箇所発生時の「対応レベル2」に引き上げます。

3. 留意事項

- (1) 令和3年度の「野鳥における高病原性インフルエンザに係る対応技術マニュアル」の改訂に伴い、検査機関が実施する遺伝子検査において、従来通りのA型インフルエンザウイルスの存在確認に加えて、H5亜型又はH7亜型の確認、病原性の確認を実施することとなったため、ウイルス分離検査の前の遺伝子検査において、高病原性鳥インフルエンザの感染確認（高病原性鳥インフルエンザの発生）が確定する場合があります。なお、遺伝子検査において未確定の場

合は、従来同様に、ウイルス分離を行ってウイルスの存在やその性状の確認により、高病原性鳥インフルエンザの感染確認を実施します。

- (2) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

(3) 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

室長	東岡	礼治
補佐	村上	靖典
係長	庄司	亜香音
担当	宮澤	結有